

■研究ノート

スペイン護民官聞き取り 調査報告

—ジェンダー・バイオレンス問題を
中心に—

澤 敬 子*

スペインのオンブズマン「護民官」(Defensor del Pueblo)は、既に30年の歴史を持つ、憲法に規定された議会型オンブズマンである。その管轄は軍や司法機関も含む幅広いものであり、その権限は、国家、地方の行政機関の監察にとどまらず、法規の修正の示唆など立法権への働きかけや違憲審査請求も含むきわめて強力なものである。この護民官事務所において、2009年6月、「ジェンダー暴力に対する総合保護対策組織法」(2004年に制定)に関する取り組みを中心に聞き取りを行った。本稿は、この聞き取りをほぼ忠実に再現しつつ資料等で補強することによって、護民官制度の具体像の一部を描き出す試みを行ったものである。

キーワード：護民官、オンブズマン、ジェンダー・バイオレンス、ドメスティック・バイオレンス

I. はじめに

1993年における国連総会での「国内人権機関の地位に関する原則」(パリ原則)の採択を機に、多くの国で政府から独立した国内人権機関が設置され、人権を保障するシステムの一部として機能している。人権に関する諸制度の多様で重層的な在り方は近年広く紹介され始めているが、本稿では、パリ原則に先立つこと10年の1983年に発足した国内人権機関である、スペインのオンブズマン「護民官」

* 京都女子大学大学院 現代社会研究科
准教授

(Defensor del Pueblo) を取り上げる。

護民官制度は、フランコ独裁後の民主化を経て、北欧を中心とした国々の制度をモデルとし、1978年憲法54条で制定された。護民官は憲法上の制度であり、国会でこれを任命し、その目的は行政監察である。1976年にポルトガルが憲法で護民官制度を定めたのにつづき制定され、ラテン・アメリカ諸国での制定のモデルとなっている。

本稿は、このような護民官への聞き取り調査報告である。調査の目的は二つあった。一つは、護民官制度についてはすでに日本でも紹介されているが、実際に運用を担う職員に制度について聞き取ることによって、制度の具体像を描き出す一助とすること、また、もう一つは、オンブズマン制度におけるジェンダーに関する暴力の問題についての対応に関し、知見を深める機会とすることである。

聞き取りは、2009年6月にマドリッドの護民官事務所で、「司法とDV (Justicia y Violencia Domestica)」部署のアドバイザー (asesora) イサベル・カバリイド (Isabel Caballido) 氏に通訳者を介して行ったものである¹⁾。

護民官に関する法と制度については、これを詳細に紹介した文献が既に複数存在するため²⁾、聞き取り内容の理解に必要な範囲でこれら文献からの説明を加えるにとどめ、カバリイドアドバイザーの言葉をできるだけ残しながら稿をまとめることとした。内容は、第二章は護民官の機能と権限について、第三章は護民官の組織と規模について、第四章は女

性に対する暴力に関する問題についてである。なお、第V章では、制度の具体像をより明らかにするため、聞き取りを離れ、(1)申立方法を確認したのち、(2)政府への年次報告書を参照し問題処理状況を概観した。以下、特に注記がない限り、聞き取りからの記述である。護民官法制とその用語については、主として池田実の論文 (2002a) (2002b) を参照した³⁾。

II. 護民官の機能と権限

スペインの護民官は、憲法54条で、「本編で定める権利を擁護するため、組織法により国会の高等受任者として護民官の制度を設け、国会でこれを任命する。この目的のため、護民官は、行政の活動を監督し、国会にこれを報告することができる」とされる。

制度の具体的内容については、「護民官に関する組織法 Ley Organica 3/1981, de 6 de abril del Defensor del Pueblo」が定めている。上院、下院双方の五分の三以上を得たものが護民官として選出され、ゆえに議会に対して強い政治的影響力を持つ。護民官は5年の任期で再選可能であり、2009年調査時のエンリケ・ムヒカ護民官 (El Defensor del Pueblo, Enrique Múgica) は、1982年の創設以来はじめて二期連続して選ばれた護民官である⁴⁾。

護民官の機能は、憲法上定められている基本的人権擁護にある。だが、問題解決はその機能ではない。主たる役割は、共和国の全域にわたって、すべてのレベルで、行政が適正に行われているかどうかを監視することである。司法行政に関しては、司法権の独立を尊

重しつつ行う。

行政でルールが守られていないと護民官が考える場合、護民官のイニシアチブで調査が開始されることもあるし、個人、集団による苦情申立てを受けて開始される場合もある。前者の場合、護民官はマスメディアの報道を追い、不審なニュースがあればそれを探知し、調査を開始する。

護民官は多くの分野で調査ができるが、当該行政機関に対し行政行為の規準を変更するよう「強制する」ことはできない。行政機関とは良い関係を保ちつつ必要な書類の開示を求め、行政機関はそれに応える義務がある。特別な機密を含む書類の場合、行政機関が開示を拒むと、護民官は政府を通し当該行政機関にその書類の開示を求めることができる。護民官は行政機関に対して、警告、勧告、通告、示唆を与える。

あらゆる行政機関に対して調査権を持っている。大臣、軍、地方議会や行政すべて、裁判所である⁵⁾。司法機関については、検察官あるいは司法総評議会（Consejo General del Poder Judicial）に、訴訟が滞りなくすすむよう申入れすることができる。判決内容については何も意見することはできない。

護民官は裁判の当事者となることはできないが、違憲審査請求と人身保護とは別である⁶⁾。違憲審査は議会で可決された法を国民の名において無効にする、非常に意義深いものである。これまであまり多くは行使されていない。最近の例は、2年前のカタルニア州自治法についてで、カタルニア州では他の州との格差

が様々な面に出てきて、憲法上で保障される平等性を危うくするにいたったからである。護民官の哲学は、できる限り法律の解釈の余地を探り、重大な違憲性が明らかな場合や、国民の意思が明らかな場合を除き、できるだけ違憲審査請求の手段に訴えない、というものである。

不法に自由を奪われ投獄されている者に代わり、裁判官の裁量を仰ぐことができる人身保護（habeas corpus）に関しては、労働法、組合法関連が主であるが、現状ではあまり使われていない。それまでに他のすべての法的手段が閉ざされているか、一定期間内であるかなど、護民官に要請される人身保護手続きの要件が厳しいからである。また、申立てのなかには、ただ単に判決に不満であるから人身保護手続きを求めてくる場合も多い。

護民官は、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法などのあらゆる分野について、権利を守るための機能を果たしていない法規の修正を示唆できる。また、出されている修正案が受容できるものかどうか勧告する。自らイニシアチブをとる場合（たとえば、立場上、法がどのように適用されているかをよく知っているのも）もあるし、市民側から提起される場合もある。このような状態は、新しい社会情勢に法規が対応していないことを示している。

Ⅲ. 護民官の組織と規模について

護民官の下には、二人の補佐官（副護民官）、八つの部署がある。

1. 防衛、内務関連の部署（郡、各種警察、刑務所）
 2. 司法、家庭内暴力、未成年犯罪関連の部署
 人的資源、法的手続きが整っているかどうか、司法公務員の仕事の監査など、慎ましながらも勧告ができる。人権擁護機関として、護民官の活動は法務省に属する二つの制度—公証人登録と弁護士会—と深く関わっている。また、民事身分登録制度とも関わる。民事身分登録は特に、時代錯誤的で、移民、外国人間婚姻などの社会情勢についていっていないし、データベース化ができていない。
 3. 経済分野に関する部署
 郵便局のような公共企業、元公企業など広範囲に扱う。一番苦情を多く受ける部署である。
 4. 移民、国際関係に関する部署
 7、8年前から設置されている。外務省と関わる。
 5. 公務員に対する部署
 6. 地域問題、都市化住民問題に関する部署
 7. 社会保障、生活保障に関する部署
 8. 教育、文化に関する部署
- である⁷⁾。

護民官組織のスタッフには、部署長 (coordinadores)、アドバイザー (asesores)⁸⁾ がおり、これらの人はみな法科出身である。大学で教鞭を執ったり、弁護士として働いたり、検事として働いている⁹⁾。各部署は一種のチームとして機能しており、護民官が

変わるごとに、チームも解散する可能性がある¹⁰⁾。

ここで働いている人は公務員である場合もあるし、そうでない場合もある。公務員の監察官であるので、人選は公募ではない。公務員を監視するということだから、公務員がどのように行動するのか知らねばならないが、公務員以外の視点を持つことが重要である。

現在のアドバイザーの数は、全部で42人（部署長を含む）¹¹⁾。数は苦情の状況によって変動する。困難なケースなどでは、アドバイザーが追加されることもある。人数の多い部署は、(3)経済分野に関する部署、(6)地域問題、都市化住民問題に関する部署、(7)社会保障、生活保障に関する部署である。スタッフを採用するかどうかは、それぞれの部署の自由裁量である。

各部署が立てる予算を認めるのは事務局長 (segretaria general) である。予算の内訳は給料（アドバイザーに対する）、講演会、プロジェクトなど。24時間の電話サービスに対応する見張り役（電話当番）、図書館職員などの予算も必要である。予算は十分あると言える。

護民官は毎年、報告書を出すことが義務付けられている。各部署も報告書を出す。この年次報告書の他、例えば、刑務所の現状、環境について、老人政策、児童政策、女性問題などのようなプロジェクトについて報告書を出すことも可能である。

IV. 女性に対する暴力の問題と護民官

2004年、「ジェンダー暴力に対する総合保護対策組織法」（以下、2004年法）が制定された。これ以前は、多くの女性が「立法によって有効に保護されていない」と苦情を申し立てており、この種の保護が社会的に必要とされていたことを示していた。護民官は、1998年、この分野において専門的調査を行い、必要な法の研究を行った。また、刑法の適用の仕方の硬直化、家庭保護、特に未成年の保護、女性が家を出て保護をされる必要性（避難施設）という問題に対応するのに、警察、検察官、裁判官をいかに教育するかということについても研究した¹²⁾。

この調査に基づき、様々な行政機関—司法行政、司法総評議会、検察庁、内務省、自治州部 (departamento de las Comunidades Autonomas)、社会福祉部 (departamento de asistencia social) —に勧告を行った。全国では、苦情は女性運動団体、親による団体 (asociacion de los padres) を通じて取り上げられていたから、この勧告は一つの助力が付け加えられたに過ぎない。しかし、問題は思われていたよりずっと根深いものであることが明らかになり、全様を明るみに出す必要が明白になった。

これらの結果、多くの法改正が行われた。刑法改正、裁判の迅速化などである。根本的には、経済的（金銭的）問題、裁判制度上の問題、社会意識、権利意識の自覚化の問題であった。しかし、なされた諸改正は十分でないことが判明した。

そこで、2004年、政府は総合保護対策を行うことに決める。それは、問題の社会的側面、労働的側面、教育的側面を考慮した、広報的、啓蒙的役割を果たす、刑法、民法、刑事訴訟法、民事訴訟法の要素を含んだものであった。この決断は、制度変更にはこれらすべての関連法が重要であるということ、より真剣にとらえたものと考えられる¹³⁾。この法により、民法だけでなく、刑法、刑事訴訟法も改正され、例えば子供の保護の場合、被告は刑法上だけでなく民法上も裁かれるようになり、迅速さを要するがゆえに二つの訴訟が一つの審理で行われるようになった。

スペインではジェンダー暴力 (violencia de genero) とドメスティック・バイオレンス (violencia domestica) とが明確に区別されている。ジェンダー暴力は、カップル内での「男の女に対する」暴力を扱う¹⁴⁾。2004年にこの法が作られてから、それぞれの法管轄ではジェンダー暴力を扱う裁判官を持たねばならなくなった。あるいは、既存の裁判官がジェンダー暴力の訴訟を引き受けなければならなくなった。県レベルでは、裁判官のうち一人はジェンダー暴力を専門的に扱う者でなければならない。検察も、ジェンダー暴力の専門検察官を持たねばならない、あるいはこの問題についての責任者がいなければならない。警察内でも、役職つきの警官の一人は、この専門でなければならない。特別捜査班も必要である。弁護士会も、これを専門的に取り扱うグループを作り、順番にメンバーを回していく。専門化の原則に従っているのであ

る。

2004年法が違憲だと指摘する裁判官もいるが、現在のところ、一応、合憲と見なされている¹⁵⁾。法が効力を発揮して以降、苦情の数は少ない。現在、苦情は男性からのものが主である。その理由は、女性に対する男性の暴力がその逆より厳しく罰せられており、不公正というものである。事実、そうなのであるが。

法による保護はほぼすべての生活面をカバーしているし、裁判の遅れはない。だが、この法はとても厳しい。男性は女性との接触の機会を一切失うし、精神的暴力、罵詈も法の対象になる。そのせいで、女性は供述を控えるようになる（供述をしない権利がある）。この種の犯罪は家庭内で行われるので、たとえば身体的にはっきりした痕跡がある場合でも、本人の供述以外ほとんど証人はいない。こうなると起訴は取り下げるしかなくなってしまいが、これがさらに悪い結果を招く場合がある。本人が事態の重大さを十分に認識していないがゆえに、このようになってしまうことがあるので、権利意識の覚醒を促し、広報を行い、啓蒙を行うという護民官の役割も重要である。

なお、2004年法を上回る、新しい法案、男女平等法（2007年3月）があり、例えば、公的生活で男女平等が実質的に達成されることを目的としている。この法が導入されれば社会に与えるインパクトは非常に大きいだろう。

V. 苦情申立と処理状況

(1) 苦情申立の資格と方法

「組織法」によれば、苦情申立を行う資格は、正当な権利を主張するすべての自然人または法人であり、国籍、住所、性別、年齢、法的無能力、在監関係を問わない。当該事実を知った時から1年以内に、書面で提出する、とされる。申立人の氏名、住所及び署名が必要で、費用は無料である。

実際は、インターネット（但しスペイン語でのみ）、ファックス、郵便、マドリッドの護民官事務所への直接訪問の4つの方法がある。郵便やファックスの場合にも、受け取り番号が記された受領証が送られてきて、申し立てに関する処理状況を電話で尋ねることができるようになっている。また、苦情申立の方法を教える無料の電話番号もある。なお、2011年度の報告書によれば、申請の6割はインターネットによるものである。

このようにして申し立てられた苦情に対して、護民官は、取り上げるか、または却下するが、却下の場合には、理由を附して当事者に通知しなければならない。却下の決定には異議申し立ができない。（組織法17条）

(2) 問題処理状況

問題処理については、聞き取り時に発行されていた2007年報告書（El Defensor del Pueblo, 2008）と、執筆時における最新の2011年報告書（El Defensor del Pueblo, 2012）を参照する。

苦情申立てについては、2007年の苦情申立

て数は、職権によるもの259件、個人申立て12,851件、集団による申立て2,857件の計15,967件である。これについては、前年の2006年には集団申し立てが5倍近い14,254件あったことを指摘し、2006年に大規模な財政スキャンダルが続発し例外的に多くの市民が苦情申立てを行ったとしている（2008：8）。

一方、2011年については、506件、16,353件、7,522件の計24,381件である。4年間で、職権によるものは2倍、個人申立ては1.27倍、集団申立ては2.63倍、総数は1.53倍に増えている。このように2011年は四年前に比べて大幅に増加しているが、年次報告書はその特徴を、全24,381の苦情申立件数のうち、①集団による苦情申立の大幅な減少：2010年の17,499件から7,522件へ、②前年に続き歴史的に膨大な数の個人申立数：2010年の16,579件に対して16,353件、③職権による調査の著しい増加：過去最高の506件と総括している。

2007年12月末日における問題処理状況としては、職権によるもの259件のうち、処理中が145件、終了が110件、停止中が4件である。個人申立て12,851件のうち、取り上げ決定5,246件、却下が7,605件である。取り上げられた5,246件中は、調査中が2,993件、終了が2,247件、停止中が6件である。集団申立て15,967件のうち、取り上げ決定6,584件、却下が9,383件であり、取り上げられた6,584件のうち、調査中が3,841件、終了が2,733件、停止中が10件である。

報告書には、申し立ての却下は、「組織法」に規定された却下理由に当たる場合のみであ

る、と注記されており、「組織法」第17条では、却下理由として、裁判所に係属中であること、匿名の苦情であること、また、「悪意、根拠の欠如、要求の不存在が認められる苦情、及び、当該苦情を取り上げることが第三者の正当な権利に対する侵害となる苦情」が挙げられている。上記の個人申立て却下7,605件の具体的な却下理由については、多いものから、過誤行政の証拠不存在2,601件、（苦情のもととなる）それ以前の行政行為の不存在884件、司法の介入779件、公的機関にかかわる行為の不存在731件、情報請求に対しての（申立人側の）無返答315件、正式な苦情や情報が送付されなかった270件、根拠の欠如240件、情報の請求のみ220件、護民官の介入なく解決144件、確定判決あり109件、行政と関係のない個人間の紛争78件（以下省略）、これら以外の理由での却下1,047件となっている。

なお、却下される苦情申し立てが年々多くなっている理由については、市民が護民官事務所に対して非常に高いレベルの信頼を寄せている一方で、にもかかわらず護民官事務所の守備範囲について市民がよく知らないため、と説明している。（2008：19）

問題処理の結果としては、2007年は、156件の勧告（recomendaciones）と204件の示唆（sugerencias）を政府機関におこない、報告書作成時において、72の勧告が容認、23が却下、61が審査中、69の示唆が容認、43が却下、92が審査中とのことである。

2007年の報告書の各部署の報告には、「ドメスティック・バイオレンス」の項目があり、

そこでは、DVを受けた女性が避難するシェルターについてのメディアの情報などから、職権による調査を行ったことを報告している。マドリッド自治州が管轄するシェルターとアストゥリアス自治州が管轄するシェルターで、尊厳を失わせしめる扱い、個人情報への漏えい、女性居住者へのハラスメント、シェルターが備えるべきセキュリティ・システムの欠如に関する調査を実施した、というものである。マドリッド自治州のシェルターでは、このような行為が行われた証拠は見つからなかったが、紛争管理が必要な状況でのコントロール不足が認められたとされる（2009：57）。

2011年の報告書における、最も多いジェンダー・バイオレンス関連の苦情申立は、裁判遅延と、ジェンダー・バイオレンス法廷の社会心理チームの方法論的な問題であったとされる（2012：62）。

VI. さいごに

以上、スペインの護民官における聞き取りを紹介した。時間的な制約もある簡単な聞き取りであったが、ジェンダー・バイオレンス問題への取り組み以外にも、護民官の哲学やスタッフの公務員との関わり、重点的に取り扱われている領域など、護民官の具体像を描く際に考えていきたい複数の課題を提起してくれた。行政による権利侵害について、電話で質問しインターネットで苦情申立てし結果を確実に知ることができる、このような制度は、現在各国に多様な形で導入されているが、

先行文献におけるスペイン護民官制度の評価はきわめて高く¹⁶⁾、行政監察や人権保障機関としての機能に留まらない広範な社会的機能も併せ持つと考えられる。制度の全体像への興味は尽きない。

〈注〉

- 1) 詳細に質問に答えていただいた Isabel Caballido アドバイザー、および護民官事務所に対し、ここに記して感謝の意を述べたい。なお、本稿は、通訳者の村中恭子氏の的確な通訳に負うところが大きい。
- 2) 池田（2002a）、池田（2002b）、黒田（1977）、平松（2007）。
- 3) 主要法規については、池田（2002b）に、護民官制度を規制する3つの主要法令「護民官に関する組織法（Ley Organica 3/1981, de 6 de abril del Defensor del Pueblo）」（1981年）（以下、「組織法」）、「護民官の組織及び機能に関する規則」（1983年、以下「規則」）、「護民官と自治州の護民官類似機関との関係を規制する法律」（1985年）の訳出がなされており、これを参照している。
- 4) 護民官は機関の名称で、名義人が Enrique Múgica 氏。法律家であり、下院議員、法務大臣経験者。1932年生れ。なお、議会への報告書においての El Defensor del Pueblo の英訳は the Ombudsman of Spain となっている。
- 5) 公行政の委託を受けて業務を行う私企業も調査対象である（池田、2002a：123）。
- 6) これ以外に、憲法訴訟の提起も当事者として行える。
- 7) 2009年当時。現在は名称が変更されている部署もある。
- 8) アドバイザーは「組織法」34条で規定される、護民官が職務遂行に必要なものとして任意に

- 任命できるスタッフであり、「護民官及び副護民官に対し、その職務の遂行に必要な法律専門的協力を提供する」（規則29条）職務である。
- 9) 「規則」第31条1項で「全スタッフの勤務形態は、これを常勤とする」とし、2項でアドバイザーについて兼職を禁止したうえで、但し書で、「護民官人事規則に基づく事前の承認のある場合」には「大学またはこれと類似の性質及び目的を有するその他の学術機関の教育職または研究職に従事する契約を結ぶことができる」としている。
- 10) スタッフの選任は、「護民官が任意にこれを行う。この選任においては、公務員を優先するものとする。」（規則27条）「護民官組織のスタッフは、地域担当アドバイザー、専門アドバイザー、事務官、事務官補佐及び事務補助員で構成される」（28条）。「組織法」36条で、副護民官及びアドバイザーは、新護民官が就任したときに、自動的に退任することとなっている。
- 11) 参議院憲法調査会のインタビューによれば、スタッフ約150名（2001年）。
- 12) 護民官は1998年には、「女性に対するドメスティック・バイオレンス」についての特別報告書を提出している。（池田、2002a：139）
- 13) 2004年法制定の背景と制定過程については、村中（2010）参照。刑法に関する改正内容の問題点についての刑法の観点からの議論は、Alastuey Dobón（2010：134-139）に詳しい。
- 14) 村中（2010）によれば、スペイン刑法においては、従来、女性に行使される暴力は「ドメスティック・バイオレンス（violencia domestica）」とされ、加害者の性にかかわらずパートナー関係内の暴力は同じ扱いを受けてきた。刑法第153条は、「配偶者、あるいは親密な関係にある、あるいはあった者に対して、あるいは子に対して、常習的に身体的あるいは精神的暴力を行使する者は、その暴力行為が具体的な形として現れた場合、故意、過失を問わず、3ヶ月から6年の禁錮に処される」とする。一方、2004年組織法1は、その意図表明の段で、法の名称でもあるジェンダー暴力について、「女性であるがゆえに、加害者によって、最小限の自由権、尊厳、判断力のないものとしてみなされるがゆえに、女性にふるわれる暴力」と定義したうえで、第1条のジェンダー暴力の法的定義では、「パートナー関係にある、あるいはあった女性に対しての暴力」として、親密な関係における男性から女性への暴力に限定する。（村中、2010：91）
- 15) なお、憲法裁判所はこの件について、2008年5月14日の判決で、憲法違反ではないとの結論を出している。（村中、2010：102）（Alastuey Dobón、2010：138）
- 16) 池田（2002a：133-135）、平松（2007：428）。

〈参考文献〉

- 池田実、2002a、「スペインの護民官制度」『憲法論叢』第9号、115-140。
- 池田実、2002b、「(資料) (邦訳) スペインの護民官組織法とその関連法規」『山梨大学教育人間科学部紀要』4(1)、149-166。
- 黒田清彦、1977、「スペインのオンブズマン制度—1981年護民官法試訳」『南山法学』7(1)、83-100。
- Alastuey Dobón, Carmen, 稲垣清訳、2010、「第5章 刑法」日本スペイン法研究会・サラゴザ大学法学部・Nichiza 日本法研究班共訳、『現代スペイン法入門』嵯峨野書院、134-139。
- 平松毅、2007、「スペインのオンブズマン」『日本法学』73(3)、409-430。
- 平松毅、2012、『各国オンブズマンの制度と運用』成文堂。
- 村中恭子、2010、「対ジェンダー暴力総合保護対策組織法—スペイン2004年組織法1の成立過程についての報告—」『ジェンダーとシティズン

シップをめぐる法・権利・支援—親密圏を中心に—」 「ジェンダー論とシティズンシップ論の実践的架橋を求めて：親密圏を手がかりに」 平成20-22年度科学研究費補助金 基盤研究(C), (研究代表者澤敬子) 研究成果中間報告書, 89-103.

El Defensor del Pueblo, 2002, *Ley Orgánica del Defensor del Pueblo : Organic Act Regarding the Ombusman*, Madrid:Publicaciones del Defensor del Pueblo.

El Defensor del Pueblo, 2008, *The Ombusman of Spain, Summary of the Report to Parliament Year 2007*, Madrid: Defensor del Pueblo.

El Defensor del Pueblo, 2012, *The Ombusman of Spain, Summary of the Report to Parliament Year 2011*, Madrid: Defensor del Pueblo.

<http://www.defensordelpueblo.es> スペイン護民官ホームページ (2013年1月)

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/kenpou/houkokusyo/pdf/kaigai.pdf> 参議院憲法調査会 「ドイツ・スペイン・英国における憲法事情に関する実情調査 概要 (3)エンリケ・ムヒカ護民官 (平成13年9月実施)」 『参議院憲法調査会による海外調査の概要 平成17年4月』 (2013年1月)

※本稿は、平成22年度京都女子大学研究経費助成による研究成果の一部である。